

審 査 基 準

平成 2 8 年 3 月 9 日 作 成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 9 条 の 1 4 第 3 項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 宮城県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条 の 3 第 3 項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第 9 条 の 1 4 第 3 項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条 (届出及び申請の手続)、第 2 2 条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第 8 2 条 (年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 日 (書換えにあつては 1 日)
申 請 先 : 警察署生活安全課
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課 (電話 022-221-7171) 又は警察署生活安全課
備 考 :